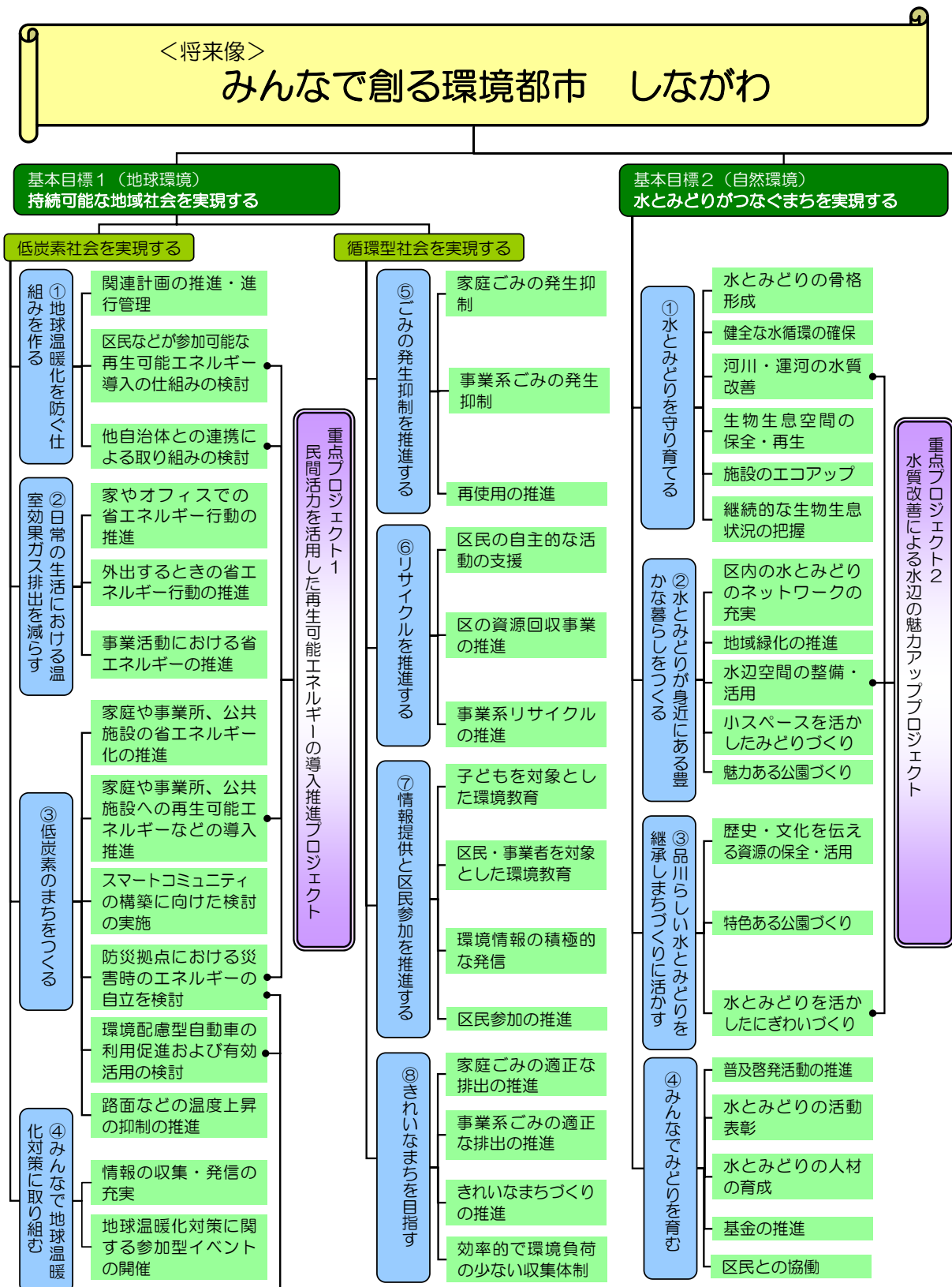
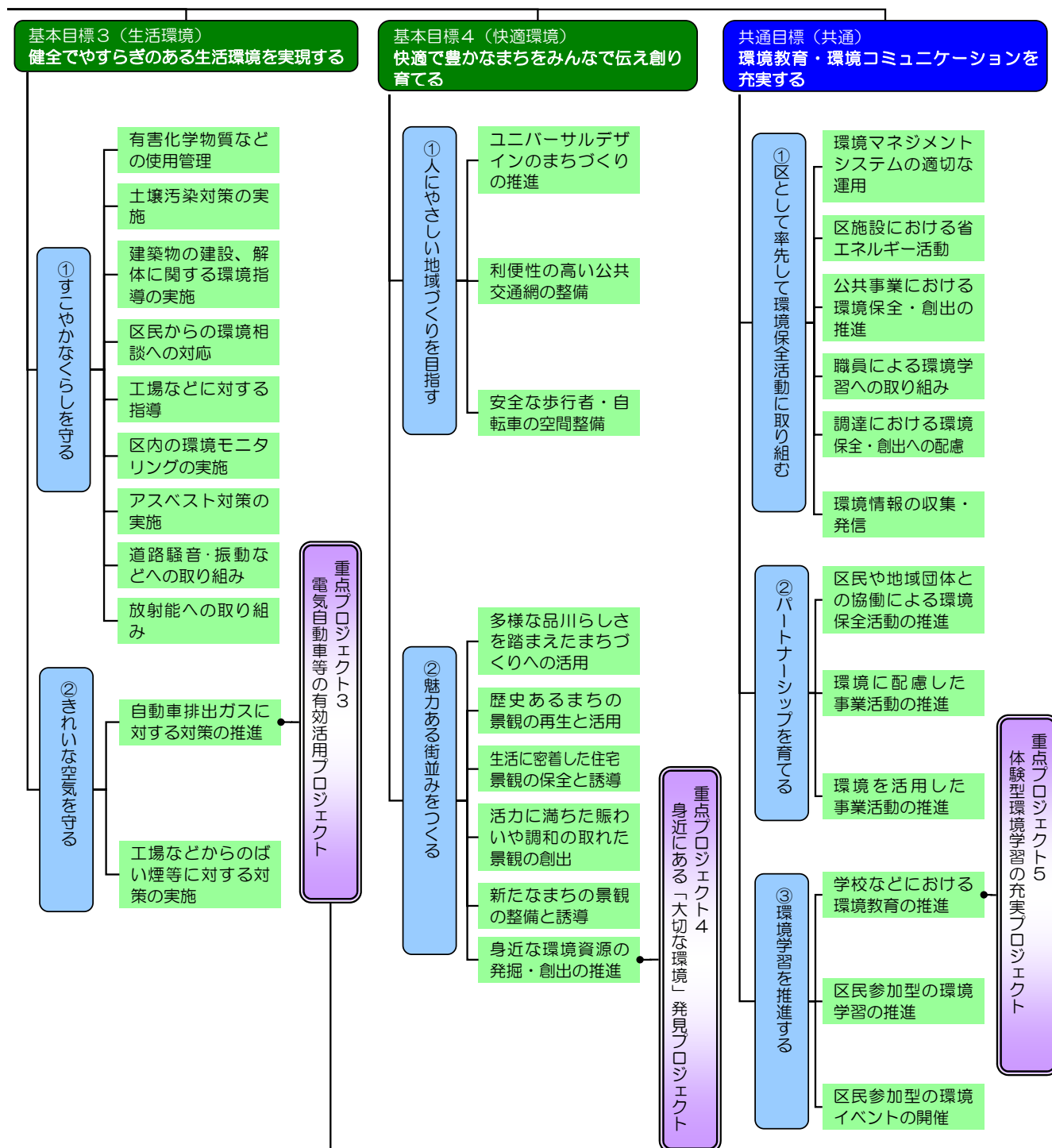


第4章 取り組みの内容

1 施策体系

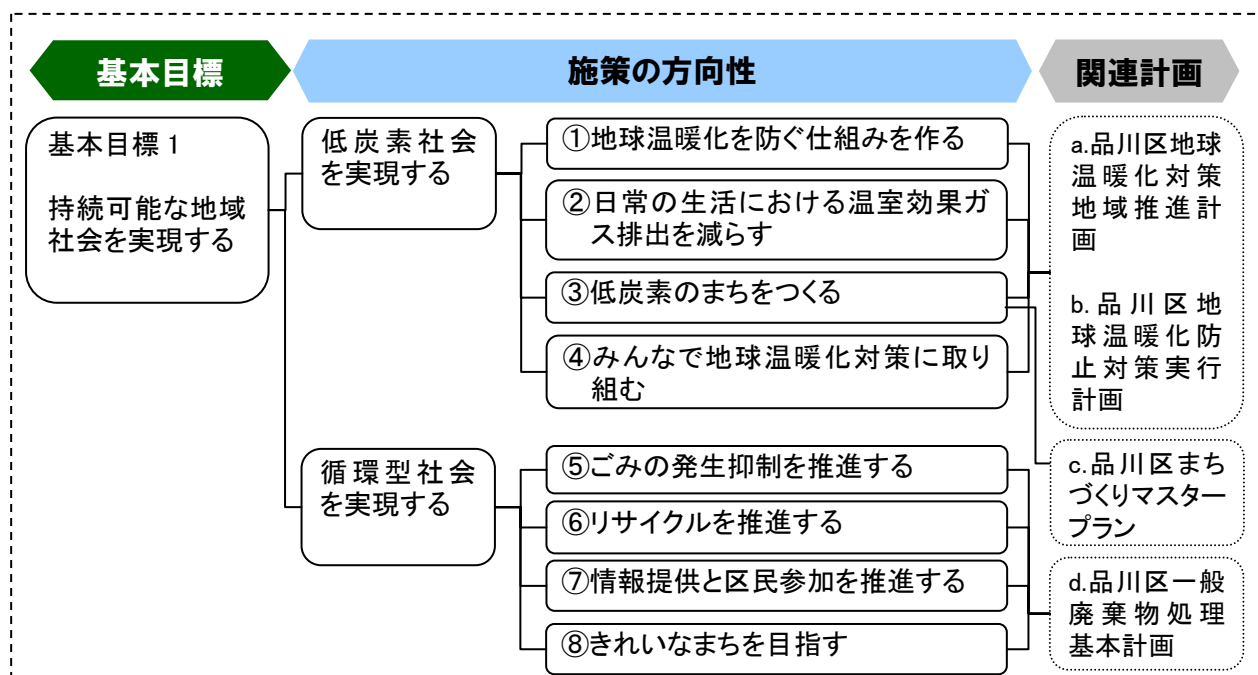




2 施策と具体的な取り組み

基本目標 1 持続可能な地域社会を実現する(地球環境)

(1) 施策の体系



(2) 指標・目標値

施策の方向性		指標・目標			備考
		指標	基準値	目標値	
低炭素社会を実現する	①地球温暖化を防ぐ仕組みを作る	品川区の CO ₂ 排出量	1,765 千 t-CO ₂ (H18)	1,324 千 t-CO ₂ (H32)	注 1 注 2
	②日常の生活における温室効果ガス排出を減らす	一世帯当たりの品川区の家庭部門 CO ₂ 排出量	2.6t-CO ₂ /世帯 (H21)	1.7t-CO ₂ /世帯 (H32)	注 2 注 3
	③低炭素のまちをつくる	公共施設への再生可能エネルギー導入量	23 施設 (H24)	導入施設数の増 (H34)	
	④みんなで地球温暖化対策に取り組む	地球温暖化防止に関する環境講座の継続的な開催	年 2 回開催	年 2 回以上開催 (1 回当たりの受講者数 20 人以上)	
循環型社会を実現する	⑤ごみの発生抑制を推進する	区民一人一日あたりの収集ごみ量	567g/人・日 (H23)	440g/人・日 (H34)	
	⑥リサイクルを推進する	資源化率	26% (H23)	31% (H34)	
	⑦情報提供と区民参加を推進する	スケルトン車両を使った環境学習	保育園・幼稚園: 27 園 小学校: 11 校	継続して実施	
	⑧きれいなまちを目指す	世論調査などによる環境意識アンケート	—	環境満足度の向上	

注1) 品川区地球温暖化対策地域推進計画の目標値を採用しました。本目標値は、国が作成した目標達成に向けたロードマップに基づき設定したものであるため、国の目標が変更された場合は、速やかに見直しを検討します。

- 注2) CO₂ の排出量について、区の確定値が得られるのは当該年の「2年後」となっています。したがって、計画終了時点[平成 34 年度（2022 年度）]で評価に利用できる値は平成 32 年度（2020 年度）であるため、目標値も平成 32 年度（2020 年度）の値に設定します。
- 注3) 品川区で平成 23 年度（2011 年度）に実施した「節電コンテスト」では、参加世帯の 7 月～9 月の平均削減率は、前年比約 35%減を達成しました。この結果を受け、電力だけでなくガスなども含め、品川区の家庭部門から排出される一世帯当たりの CO₂ を 35%削減することを目標として設定します。

(3) 施策の内容

< 低炭素社会を実現する >

施策の方向性① 地球温暖化を防ぐ仕組みを作る

現在、品川区では地球温暖化対策に関する計画を 2 つ（区全体を対象とした地域推進計画と、区の事業を対象とした実行計画）有しています。これらの計画を、確実に運用していくことが重要です。

また、カーボンオフセット*など、既存の仕組みを活用することも有効な手段となります。

このような既存の仕組みの運用や、新たな仕組みづくりの検討などを推進します。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
関連計画の推進・進行管理	・品川区地球温暖化対策地域推進計画の推進・進行管理	—			○
	・品川区地球温暖化防止対策実行計画の推進・進行管理	—			○
	・各計画の定期的な見直し（地域推進計画：H32 年度予定、実行計画：H29 年度予定）	—	○	○	○
区民などが参加可能な再生可能エネルギー導入の仕組みの検討	・区民や事業者などの民間活力を活用して再生可能エネルギーを導入する仕組みの検討	—	○	○	○
他自治体との連携による取り組みの検討	・周辺自治体や姉妹都市などとのカーボンオフセットの検討	—	○	○	○
	・周辺自治体や姉妹都市などにおける地球温暖化防止活動（森林整備、再生可能エネルギー設備の設置など）の検討	—			○

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	・「品川区地球温暖化対策地域推進計画」の見直し時に、パブリックコメントなどを通して意見を述べます。 ・カーボンオフセットの仕組みを理解し、商品やサービスなどを選択する際の参考とします。
事業者	・「品川区地球温暖化対策地域推進計画」の見直し時に、パブリックコメントなどを通して意見を述べます。 ・カーボンオフセットや CO₂ 排出量取引などの仕組みを理解し、取引への参加や、製品調達の際の参考とします。

施策の方向性② 日常生活における温室効果ガス排出を減らす

品川区では、CO₂ 排出量の 2 割以上が家庭部門から、4 割以上がオフィスなどの業務部門から排出されています。今後しばらくは、人口やオフィス、商業施設などが増加すると予測されており、日常生活の中で地球温暖化対策に取り組むことは極めて重要です。

そこで、区民や事業者による省エネルギー行動を促進することを目的として、下表に示す施策・事業を展開していきます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
家やオフィスでの省エネルギー行動の推進	・リーフレットやイベントなどによる区民や事業者への呼びかけ	a	○		○
	・しながわ版家庭 ISO [®] の普及推進	a	○		○
	・暮らしの中の電力シェイプ [®] 作戦	a	○	○	○
外出するときの省エネルギー行動の推進	・エコドライブの推進	a	○	○	○
	・公共交通機関の利用促進などによる自家用車の利用抑制	a	○	○	○
	・低公害車 [*] の導入促進	a	○	○	○
事業活動における省エネルギーの推進	・リーフレットやイベントなどによる事業者への呼びかけ	a	○	○	○
	・エコアクション 21 [*] 認証取得支援事業	a		○	○

【関連計画凡例】 a：品川区地球温暖化対策地域推進計画

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	・ 区が発行している「便利な節電アイデア handbook」などを参考に、日常生活における省エネルギー行動に積極的に取り組みます。 ・ 公共交通機関を積極的に利用するとともに、自動車の購入に際しては、車両の環境性能に配慮します。
事業者	・ 区が発行している「便利な節電アイデア handbook」などを参考に、オフィスや店舗における省エネルギー行動に積極的に取り組みます。 ・ エコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを取得するなど、事業における環境負荷の低減に取り組みます。 ・ 区が実施する事業(各種イベントなど)に積極的に参加します。 ・ 省エネルギー診断を受けるなど、計画的かつ効果的な設備の更新に取り組みます。

施策の方向性③ 低炭素のまちをつくる

地球温暖化防止を推進するうえで、「低炭素のまち」を形成することは非常に効果が大きく、地域のエネルギー確保の問題も含めて、特に積極的に取り組むべき施策といえます。

「エネルギーを賢く（スマートに）創り、送り、使う」ことができるまちを、下表に示す施策・事業により形成していきます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
家庭や事業所、公共施設の省エネルギー化の推進	・ 公共施設への省エネルギー設備の導入推進	ac			○
	・ 省エネルギー型街路灯(高効率の放電灯など)への転換の推進	ac			○
	・ 省エネルギー住宅、省エネルギーオフィスの普及促進	ac	○	○	○
	・ 家庭内におけるエネルギーの見える化の促進	—	○	○	○
	・ HEMS [*] 、BEMS [*] 、CEMS [*] など効率的なエネルギー管理システムの導入促進	a	○	○	○

家庭や事業所、公共施設への再生可能エネルギーなどの導入推進	・太陽光発電システム等設置助成事業	ac	○	○	○
	・家庭向け蓄電池導入に対する助成の検討	—			○
	・家庭向け導入の手引きなどの情報発信	a			○
	・公共施設への再生可能エネルギー（太陽光発電など）の導入推進	ac			○
スマートコミュニティ*の構築に向けた検討の実施	・地域エネルギーの在り方を研究	—			○
	・区内の未利用エネルギー利用の可能性検討	c			○
	・エネルギーの地産地消や自立分散の可能性検討	—			○
	・エネルギーの面的利用（地域冷暖房など）の可能性検討	c		○	○
防災拠点における災害時のエネルギーの自立を検討	・区施設の防災機能向上における再生可能エネルギーや蓄電池の活用	—			○
	・地域拠点における創エネルギー、蓄エネルギーの仕組みの検討	—			○
環境配慮型自動車の利用促進および有効活用の検討	・環境配慮型自動車の利用促進	ac	○	○	○
	・環境配慮型自動車を活用したカーシェアリング*事業の検討	ac			○
	・急速充電設備の設置検討	ac			○
路面などの温度上昇の抑制の推進	・涼のみち*整備事業	ac			○
	・「打ち水」の推進	a	○	○	○
	・再開発時における気温を下げる工夫の推進（風の道*の創出など）	ac		○	○

【関連計画凡例】 a：品川区地球温暖化対策地域推進計画

c：品川区まちづくりマスタープラン

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	・家電製品などの買い替え時、省エネルギー性能に配慮します。 ・国などの助成制度を活用して、高効率な給湯器や燃料電池*の設置を検討します。 ・庭や家の前の道に打ち水を行います。 ・区が検討する再生可能エネルギーに関する出資事業などに関心を持ち、参加を検討します。 ・家の新築や改築時に、建物の省エネルギー性能に配慮します。 ・家屋への太陽光発電や小型蓄電池などの設置を検討します。
事業者	・事業所への再生可能エネルギーの活用を検討します。 ・設備更新の際には、省エネルギー型設備の選択を検討します。 ・打ち水など、地域に貢献できる温暖化対策に取り組みます。 ・再開発を行う際には「気温」に着目して、建物の配置や素材、設備の選択に配慮します。 ・再開発を行う際には、面的なエネルギー利用の可能性を検討するとともに、既存施設における導入の可能性も検討します。 ・ビルなどの建物において、エネルギー管理システム(BEMS など)の導入を検討します。



<打ち水>

施策の方向性④ みんなで地球温暖化対策に取り組む

地球温暖化対策の取り組みは、みんなで取り組むことで、その効果は何倍にも大きくなります。また、制度や技術が日進月歩の分野であり、最新の知識、情報を共有することも重要です。

そこで、区からの分かり易い情報発信を中心として、みんなで地球温暖化対策に取り組むために、下表に示す施策・事業を実施します。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
情報の収集・発信の充実	・省エネルギー機器、再生可能エネルギー機器、エコ住宅などに関する情報発信	ac			○
	・補助金制度、固定価格買取制度*などの制度情報の発信	a			○
	・温暖化対策の定量的な効果の情報発信	a			○
	・地球にやさしい環境運動推進事業	—		○	○
	・国産間伐材*の有効活用事業	—	○	○	○
地球温暖化対策に関する参加型イベントの開催	・しながわECOフェスティバルの開催	—	○	○	○

【関連計画凡例】 a：品川区地球温暖化対策地域推進計画
c：品川区まちづくりマスタープラン

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	・区などが発信する情報を定期的にチェックし、日々の取り組みに活かします。
事業者	・イベントなどに積極的に参加します。 ・自らもイベントの開催・支援などに取り組み、温暖化対策の普及啓発に協力します。

< 循環型社会を実現する >

施策の方向性⑤ ごみの発生抑制を推進する

ごみの発生抑制を推進することは、省資源、省エネルギー、大気などへの環境負荷の低減など、その効果は多岐にわたります。近年、品川区では区民や事業者の協力により一貫してごみ量が減少しています。

今後もこの傾向を維持しつつ、より取り組みを進めるために、下表に示す施策・事業を実施します。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
家庭ごみの発生抑制	・ 生ごみの水切りの励行促進	d	○		○
	・ 食材の使いきりと必要な分だけの購入	d	○		○
	・ 家庭用電気式生ごみ処理機の購入費用助成	d	○		○
	・ マイバッグ、マイはし、マイボトルの励行	d	○		○
	・ 詰め替え製品の購入促進	d	○		○
事業系ごみの発生抑制	・ 製造事業者への働きかけ	d		○	○
	・ 販売業者への働きかけ	d		○	○
	・ 飲食店による生ごみの水切りの徹底	d		○	○
	・ 一事業者としての区の取り組み	d		○	○
再使用の推進	・ リサイクルショップ運営支援	d			○
	・ フリーマーケットの実施	d	○	○	○
	・ 地域団体が実施するフリーマーケットの支援	d			○
	・ 修理・修繕可能な店舗の紹介	d		○	○
	・ 不用品交換情報紙「くるくる」の発行	d			○

【関連計画凡例】 d：品川区一般廃棄物処理基本計画（第3次）

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	・ 不要なものは買わない、簡易包装の商品を選択する、過度な包装は断る、食品の廃棄を減らす、詰め替え製品を選択するなど、家庭から出るごみの減量に取り組みます。 ・ 生ごみは、水切りや堆肥利用などに配慮します。 ・ フリーマーケットやリサイクルショップを積極的に活用します。
事業者	・ 事業所から出るごみを適切に処理します。 ・ 商店街や事業所内でのリサイクルに取り組み、排出するごみ量の減量に取り組みます。



施策の方向性⑥ リサイクルを推進する

リサイクルを推進することは、省資源、省エネルギー、大気などへの環境負荷の低減など、その効果は多岐にわたります。近年、品川区では区民や事業者の協力により、一貫して資源化率が上昇しています。

今後もこの傾向を維持しつつ、より取り組みを進めるために、下表に示す施策・事業を実施します。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
区民の自主的な活動の支援	・ 集団回収事業の推進	d	○		○
	・ 区民やリサイクル団体との協働作業	d	○		○
	・ 相談しやすい窓口体制	d			○
区の資源回収事業の推進	・ 資源リサイクル品目の充実	d			○
	・ 資源ステーション回収・拠点回収の充実	d		○	○
	・ 雑がみ回収の促進	d			○
	・ 資源持ち去り対策の推進	d			○
事業系リサイクルの推進	・ インカートリッジ里帰りプロジェクトへの参加	d		○	○
	・ 事業者の自主回収の情報提供	d		○	○
	・ 事業系リサイクルシステムの推進	d		○	○

【関連計画凡例】 d：品川区一般廃棄物処理基本計画（第3次）

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	・ 分別などのごみ出しルールを遵守します。 ・ 資源ステーション回収や店頭回収、拠点回収などの取り組みを積極的に活用します。
事業者	・ 分別などのごみ出しルールを遵守します。 ・ 事業者自ら回収やリサイクルシステムの構築に取り組みます。

施策の方向性⑦ 情報提供と区民参加を推進する

区民・事業者一人ひとりが環境問題について正しい知識を持ち、行動することが求められることから、環境教育・環境学習の推進、環境情報の発信など普及啓発活動の充実を図り、区民参加を推進します。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
子どもを対象とした環境教育	・ 小学生ポスター展	d	○		○
	・ 小学生用啓発冊子の配布	d	○		○
	・ スケルトン清掃車による環境学習	d	○		○
区民・事業者を対象とした環境教育	・ 各種イベントにおける啓発展示	d			○
	・ 出前講座の実施	d	○	○	○
	・ 「ごみ・資源追っかけ隊」の実施	d	○		○
環境情報の積極的な発信	・ 「ごみ・リサイクルカレンダー」の配布	d	○	○	○
	・ 転入者への「ごみ・資源の分け方、出し方」の配布	d	○	○	○
	・ 「ごみ・リサイクル通信」の配布	d	○		○
区民参加の推進	・ 廃棄物減量等推進審議会の運営	d	○		○
	・ 廃棄物減量等推進員制度	d	○		○

【関連計画凡例】 d：品川区一般廃棄物処理基本計画（第3次）

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	・ 区が行う取り組みやイベントに積極的に参加し、家族や地域ぐるみで取り組みます。 ・ ごみの減量やリサイクルなどに関する情報に興味を持ち、講習会やイベントに参加します。
事業者	・ 区や地域が行う取り組みやイベントに積極的に参加・協力します。 ・ 従業員に対する環境教育を実施します。

施策の方向性⑧ きれいなまちを目指す

まちの衛生や美観を保全するために、ごみを散乱させない、捨てさせない取り組みが重要です。

そこで、下表に示すとおり、ごみの収集方法の工夫やカラス対策、歩行喫煙防止の推進などの施策・事業に取り組むことできれいなまちを目指します。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
家庭ごみの適正な排出の推進	・ 各戸収集・早朝収集の実施	d	○		○
	・ 不適正な分別についての指導・助言(ふれあい指導)	d	○		○
	・ 高齢者等ふれあい収集の実施	d	○		○
事業系ごみの適正な排出の推進	・ 不適正な分別についての指導・助言(ふれあい指導)	d		○	○
	・ 事業用大規模建築物に係る立ち入り調査	d		○	○
	・ 優良大規模事業者の表彰	d		○	○
きれいなまちづくりの推進	・ 不法投棄対策	d	○	○	○
	・ カラス対策	d	○	○	○
	・ 歩行喫煙の防止	d	○		○
効率的で環境負荷の少ない収集体制	・ 効率的な収集運搬体制の構築	d			○
	・ 環境負荷の少ない車両の使用	d			○

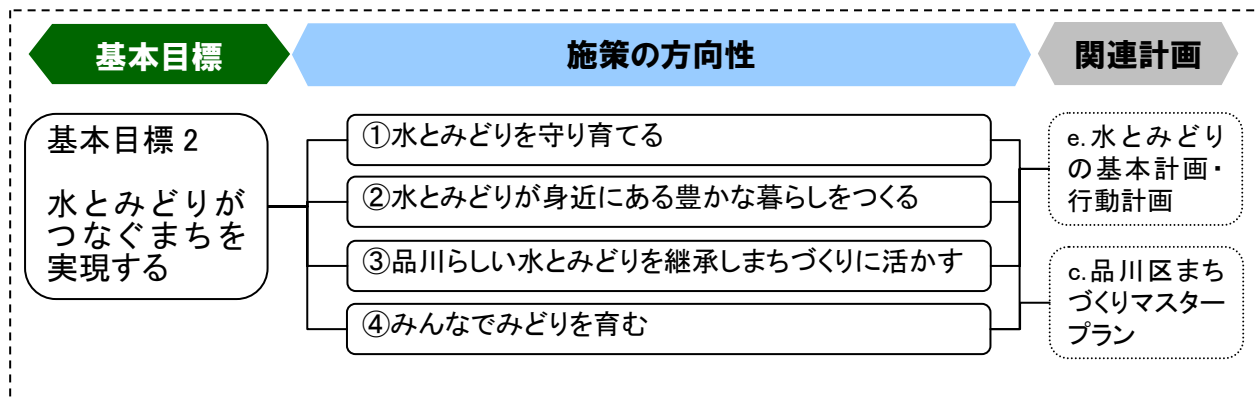
【関連計画凡例】 d：品川区一般廃棄物処理基本計画（第3次）

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	・ ごみ出しのルールを守り、カラスなどによる散乱や資源の持ち去り防止に配慮します。 ・ 路上におけるポイ捨てなどを行わず、気づいたごみは拾います。
事業者	・ 商店などは、ごみ出しのルールを守り、カラスなどによる散乱や資源の持ち去り防止に配慮します。 ・ 事業所周辺の美化に気を配ります。

基本目標 2 水とみどりがつなぐまちを実現する(自然環境)

(1) 施策の体系



(2) 指標・目標値

施策の方向性	指標・目標			備考
	指標	基準値	目標値	
①水とみどりを守り育てる	河川における環境基準の達成状況	全地点において環境基準達成	環境基準達成を維持	
②水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる	水辺に親しめる空間の整備・開放	—	5ヶ所以上(新規)(H33)	注1
③品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす	みどり率の増加	21.2%(H21)	22.6%(H33)	注2
④みんなでみどりを育む				

注1) 「水辺に親しめる空間」とは、河川や運河を活用した親水空間を指します。

注2) みどり率とはある地域の緑被地[樹林地、草地、宅地内の緑(屋上緑地を含む)、公園内の緑、街路樹]の面積に、「公園内の緑で覆われていない面積」と「河川等の水面」を加えた面積が、その地域全体の面積に占める割合です。

(3) 施策の内容

水とみどりはさまざまな機能を有しており、われわれの生活や生物の生息に欠かせないものです。品川区では、「水とみどりの基本計画・行動計画」を策定し、水とみどりの保全、創出に取り組んでいます。

施策の方向性① 水とみどりを守り育てる

河川や運河、樹林地などは、区内の環境の骨格を形成するものです。これらを保全し、さらに魅力あふれるものに育てていくことが、区全体の環境を押し上げる基盤となります。

そこで、既に区内に存在する水とみどりについて、つながりや水循環、水質、生物多様性などに着目して、下表に示す施策・事業によりその保全と改善に取り組みます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
水とみどりの骨格形成	・ 河川や運河の緑化推進	ce			○
	・ 緑化事業（河川護岸、公共施設の屋上、壁面など）	e			○
	・ まとまりのある樹林地の保全	e		○	○
健全な水循環の確保	・ 雨水利用タンクの普及（普及啓発、助成）	e	○	○	○
	・ 駐車場緑化の推進	e	○	○	○
	・ 雨水流出抑制事業（道路や公園などへの雨水浸透施設*の設置）	e			○
河川・運河の水質改善	・ 目黒川の水質改善	ce	○	○	○
	・ 立会川の水質改善	ce	○	○	○
	・ 勝島運河の水質改善	e			○
生物生息空間の保全・再生	・ 生物生息空間としてのみどりの保全	e		○	○
	・ 区民参加型の生物多様性保全の取り組み推進	e	○		○
施設のエコアップ ^注	・ 公共および民間施設のエコアップ	e		○	○
継続的な生物生息状況の把握	・ 区民参加による生き物調査の実施	e	○		○

【関連計画凡例】 c：品川区まちづくりマスタープラン

e：水とみどりの基本計画・行動計画

注） エコアップとは、エコを意識した建設および施設運営のことです。

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	・ 何気なく利用している「水」の大切さを改めて認識し、台所に流す水への配慮や、雨水浸透施設の設置などに配慮するとともに、雨水利用に取り組みます。 ・ 身近なところに生息・生育する動植物に興味を持ち、生物多様性の保全について考え、取り組みます。
事業者	・ 水を大量に使用・排出している事業者は、環境負荷の低減に配慮した取り組みを推進します。 ・ 雨水浸透施設の設置などに配慮するとともに、雨水利用に取り組みます。 ・ 土地の開発を行う際は、既存のみどり(樹林地など)に配慮した開発方法を検討します。



資料) 品川区 水とみどりの基本計画・行動計画

<水とみどりの将来構造>

施策の方向性② 水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる

水辺に親しめる空間や魅力的な公園など、生活の身近なところに水とみどりが存在することで、より豊かな気持ちで生活することができます。

そこで、区民の身近な水とみどりを充実させるために、下表に示す施策・事業に取り組みます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
区内の水とみどりのネットワークの充実	・ 緑道の整備	e			○
	・ 沿道の街路樹の整備・管理	ce			○
地域緑化の推進	・ 公共施設・民有地の緑化の連携	e		○	○
	・ 再開発時における地域緑化への配慮	ce		○	○
	・ 生垣助成事業	e	○		○
	・ 屋上緑化*助成事業	e	○	○	○
水辺空間の整備・活用	・ 水辺を活かした街並み形成	e			○
小スペースを活かしたみどりづくり	・ マイガーデンの運営	e	○		○
	・ 路地裏ガーデニングの推進	e	○		○
	・ 街角花壇の維持管理の推進	e	○		○
	・ 界わい緑化の推進	e	○		○
魅力ある公園づくり	・ 公園・児童遊園の改修	e			○
	・ 子どもたちのアイデアを活かした公園作り	e	○		○
	・ 新たな公園の整備	c			○

【関連計画凡例】 c：品川区まちづくりマスタープラン

e：水とみどりの基本計画・行動計画

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	・ 潤いのある豊かな生活を送るために、身近な公園、水辺などを積極的に活用します。 ・ 庭や屋上、生け垣など、自らのできる範囲での緑化に取り組みます。
事業者	・ 屋上や自社敷地などを活用して、地域緑化に取り組みます。

施策の方向性③ 品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす

区内には、残された樹林地や、寺社の境内にある大木、大名屋敷に由来する住宅地のみどりなど、品川区の成り立ちや歴史を伝えるみどりが存在します。また、運河や河川の存在も品川らしさを形成する重要な要素です。

これらを後世に伝えつつ、さらなる有効活用を推進するために、下表に示す施策・事業に取り組みます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
歴史・文化を伝える資源の保全・活用	・ 保存樹木の指定	e			○
	・ 歴史や文化を伝える花の名所づくり	e	○		○
特色ある公園づくり	・ しながわ区民公園の再整備	e			○
	・ 五反田ふれあい水辺広場の活用	ce			○
水とみどりを活かしたにぎわいづくり	・ 運河ルネサンスとの連携	ce			○
	・ 水やみどりのイベントの開催	e	○	○	○

【関連計画凡例】 c：品川区まちづくりマスタープラン

e：水とみどりの基本計画・行動計画

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	・ 区内の成り立ちや歴史を伝える水やみどりに興味を持ち、それらを後世に伝えることに努めます。 ・ 水やみどりのイベントに積極的に参加します。
事業者	・ 水やみどりのイベントに積極的に協力・参加します。

施策の方向性④ みんなでみどりを育む

水とみどりを守り育てていくためには、区民や事業者の協力が不可欠です。

区では、さまざまな情報や知識を提供するとともに、区民や事業者が参加できる機会を設けるために、下表に示す施策・事業に取り組みます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
普及啓発活動の推進	・ 各種講座の実施	e	○		○
	・ HP や情報誌による情報発信	e	○	○	○
	・ 緑化相談	e	○	○	○
	・ 川の清掃大作戦の実施	e	○		○
水とみどりの活動表彰	・ みどりの顕彰制度の推進	e	○		○
水とみどりの人材の育成	・ 自然観察員やガイド、指導員などの人材育成	e	○		○
基金の推進	・ 品川区地球環境基金の運用推進	e	○		○
区民との協働	・ みどりと花のボランティアへの支援	e	○		○

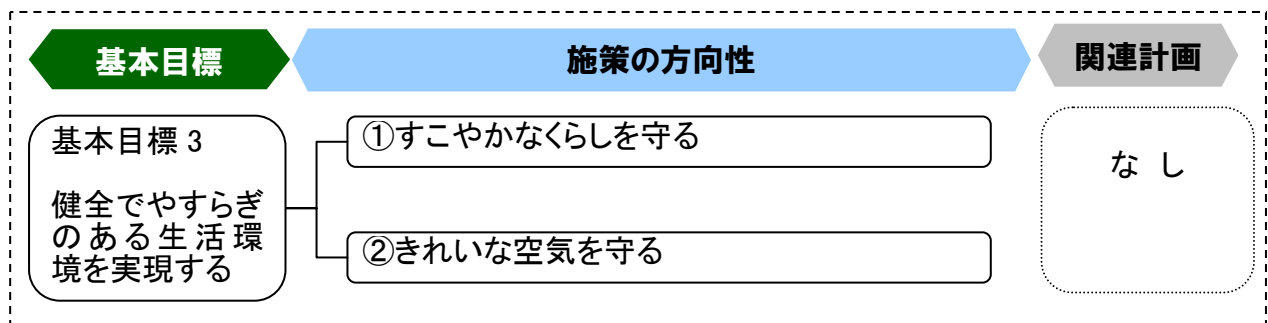
【関連計画凡例】 e：水とみどりの基本計画・行動計画

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	・ 区が提供する情報や参加機会を活用し、知識や技術を身につけます。 ・ 水とみどりを保全する地域活動に率先して参加します。
事業者	・ 区が提供する情報や参加機会を活用し、緑化に対する認識を深めます。

基本目標 3 健全でやすらぎのある生活環境を実現する(生活環境)

(1) 施策の体系



(2) 指標・目標値

施策の方向性	指標・目標			備考
	指標	基準値	目標値	
①すこやかなくらしを守る	大気測定局における環境基準の達成状況	3局中2局で達成	全局で達成	注 1
②きれいな空気を守る				

注1) 平成 23 年(2011 年)時点で、大井中央陸橋測定局の「二酸化窒素」が環境基準を超過。

(3) 施策の内容

施策の方向性① すこやかなくらしを守る

品川区では、幹線道路沿いなど一部の地域では大気や騒音などの環境基準を超過しています。

大気、騒音、振動、土壌など、暮らしの基盤となる環境を保全し、すこやかなくらしを守るために、次ページに示す施策・事業に取り組めます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
有害化学物質*などの使用管理	・ 条例に基づく指導・監督	—		○	○
	・ 有害物質などに関する情報提供	—		○	○
土壌汚染対策の実施	・ 条例に基づく指導・監督	—		○	○
	・ 土壌汚染に関する情報提供	—		○	○
建築物の建設、解体に関する環境指導の実施	・ 中高層建築物等の建設に係る開発環境指導	—		○	○
	・ ワンルーム形式等集合建築物に係る環境指導	—		○	○
	・ 建築物の解体工事に関する指導	—		○	○
	・ 葬祭場の設置に係る環境指導	—		○	○
区民からの環境相談への対応	・ 居住環境に関する相談および検査・指導	—			○
工場などに対する指導	・ 指導・相談・規制	—		○	○
区内の環境モニタリング*の実施	・ 環境調査測定（大気汚染調査、騒音・振動調査、水質汚濁調査）	—			○
アスベスト対策の実施	・ アスベスト調査助成	—		○	○
	・ 法・条例による届出の相談・受付・指導	—		○	○
道路騒音・振動などへの取り組み	・ 路面の改良	—			○
放射能への取り組み	・ 相談・必要に応じた測定	—			○

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
事業者	・ 関係法令や区の指導に則り、有害物質の使用や土壌汚染への対応、騒音・振動・悪臭の防止などに取り組みます。 ・ 取り組みの情報は、可能な範囲で公表・周知していきます。 ・ 区の指導に従い、建築物の建設や解体時には周辺環境に配慮します。

施策の方向性② きれいな空気を守る

品川区における大気汚染の主な要因は自動車排出ガスです。区内を通過する車両による影響も大きく、すぐには解決できない課題ではありますが、下表に示す施策・事業を実施し、大気への影響の低減に努めます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
自動車排出ガスに対する対策の推進	・ 低公害車の普及	a	○	○	○
	・ エコドライブの促進	a	○	○	○
	・ 公共交通機関の利用促進などによる自家用車の利用抑制	a	○	○	○
工場などからのばい煙等に対する対策の実施	・ 工場などに対する指導・監督	—		○	○

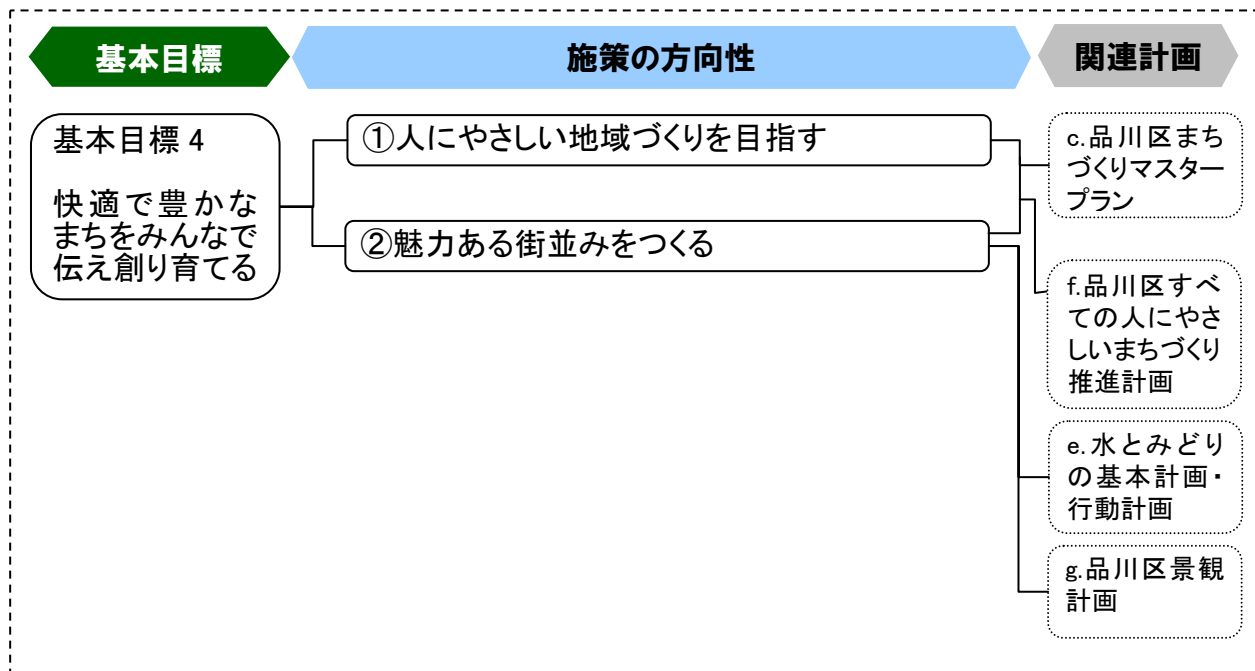
【関連計画凡例】 a：品川区地球温暖化対策地域推進計画

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	・ 自動車の利用抑制、運転方法などに配慮し、自動車排出ガスの低減に努めます。 ・ 自動車の買い替え、新規購入時には、環境負荷の小さい車両の選択を検討します。
事業者	・ 自動車の利用抑制、運転方法などに配慮し、自動車排出ガスの低減に努めます。 ・ 工場などを有する事業者は、関係法令を遵守し、大気環境への影響低減に努めます。

基本目標 4 快適で豊かなまちをみんなで伝え創り育てる(快適環境)

(1) 施策の体系



(2) 指標・目標値

施策の方向性	指標・目標			備考
	指標	基準値	目標値	
①人にやさしい地域づくりを目指す	放置自転車・放置バイクの撤去台数	21,119 台 (H23)	前年比減を毎年継続(H34)	注 1
②魅力ある街並みをつくる	景観「重点地区」の指定地区数	1 地区 (H24)	4 地区 (H30)	

注1) 放置自転車・放置バイク「ゼロ」が最終的な目標です。しかし、自転車等駐車を整備できるスペースが限られているなどの理由により、即座に「ゼロ」を達成することは困難であるため、毎年、着実に撤去台数を減らすことを目標としました。

(3) 施策の内容

施策の方向性① 人にやさしい地域づくりを目指す

品川区では、計画的にまちづくりを進めるため、「品川区まちづくりマスタープラン」を策定しています。この計画に基づき、下表に示すような施策・事業を実施し、区民が快適に暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	・ 歩道、交通施設などのバリアフリー*の促進	cf			○
	・ 駅・バス施設へのユニバーサルデザインの整備促進	cf		○	○
	・ しながわお休み石の設置および維持管理	cf			○
利便性の高い公共交通網の整備	・ 鉄道ネットワークの拡充促進	c		○	○
	・ 利便性の高いバス網の形成促進	c		○	○
安全な歩行者・自転車の空間整備	・ 安心して通行できる歩行者・自転車空間の整備	—			○
	・ 自転車等駐車場の利用促進（特に既存の利用率の低い自転車等駐車場の有効活用の推進）	c	○	○	○
	・ 自転車などの放置禁止対策	c	○	○	○
	・ 撤去自転車のリサイクルを推進	—			○
	・ 撤去自転車などの保管・返還	—			○

【関連計画凡例】 c：品川区まちづくりマスタープラン

f：品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	・ 自転車等駐車場を正しく利用し、自転車やバイクは放置しません。
事業者	・ 自転車やバイクの放置禁止対策に協力し、自転車等駐車場の整備・利用促進に取り組めます。

施策の方向性② 魅力ある街並みをつくる

「景観」は、快適な生活をおくる上で重要な要素のひとつです。そのため、品川区では「品川区景観計画」を策定し、景観の創出や保全に取り組んでいます。この計画に基づき、下表に示す施策・事業に取り組むことで、魅力的で品川らしさを感じることができる街並みをつくることに努めます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
多様な品川らしさを踏まえたまちづくりへの活用	・ 道路などの監察・屋外広告物取締り事務	cg		○	○
	・ 水辺景観助成事業	g			○
	・ 海を感じることでできる視点場の確保	eg			○
	・ 水際での交流空間の形成	ceg			○
	・ 地域ぐるみでの水辺の名所づくり	e			○
歴史あるまちの景観の再生と活用	・ 旧東海道品川宿地区での街並み景観の保全・創出の促進（修景助成など）	ceg	○	○	○
	・ 戸越公園周辺での歴史・文化的な景観形成の促進	ceg			○
	・ 歴史・文化を伝える街並み整備の促進	ceg			○
	・ 保存樹木の指定	ceg			○
生活に密着した住宅景観の保全と誘導	・ 良好な住宅地景観の保全と育成の促進	cg	○		○
	・ 景観「重点地区」の追加・拡大	g			○
	・ 地域特性に応じたルールづくりによる住居環境の保全・創出	cg			○
	・ 住宅地などのみどりの保全	ceg	○		○

活力に満ちた賑わいや調和の取れた景観の創出	・商店街などの賑わいとまちの美観に配慮した景観の形成	g		○	○
	・景観資源を活かした魅力ある景観の形成	g			○
	・地域の特色（歴史、文化財、祭り、伝統芸能など）を活かした地域活性化の支援	—	○		○
	・道路擁壁などの美化推進	g			○
	・再開発地区や避難道路における電線の地中化推進	g			○
新たなまちの景観の整備と誘導	・再開発時における地域景観への配慮	g		○	○
身近な環境資源の発掘・創出の推進	・区民による「身近な大切な環境」の発見を支援	—	○		○

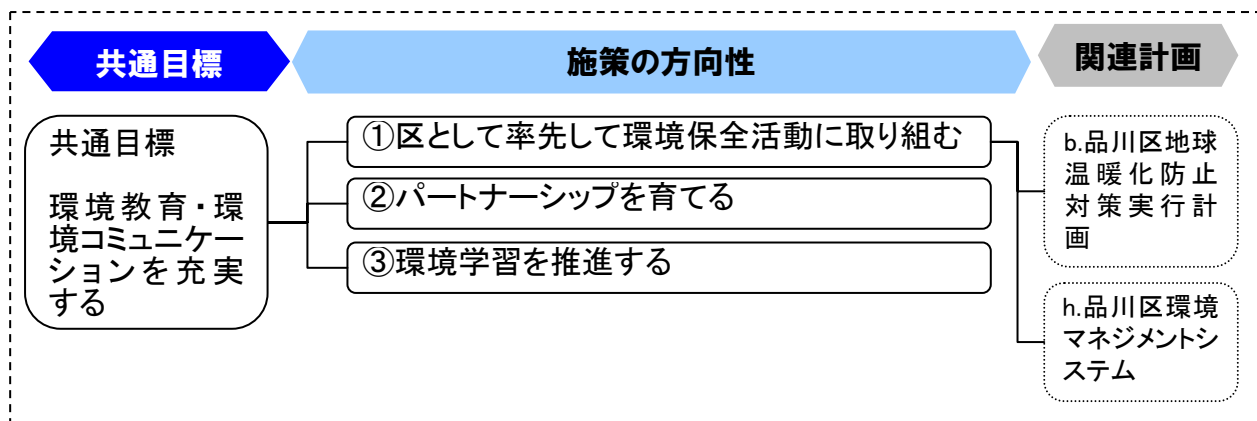
【関連計画凡例】 c：品川区まちづくりマスタープラン
e：水とみどりの基本計画・行動計画
g：品川区景観計画

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	・自らの住まいも街並み景観の一部であることを自覚し、街並み景観の形成に協力します。
事業者	・自らの事業所も街並み景観の一部であることを自覚し、街並み景観の形成に協力します。 ・再開発を行う際などは、地域景観との調和に配慮します。

共通目標 環境教育・環境コミュニケーションを充実する（共通）

(1) 施策の体系



(2) 指標・目標値

施策の方向性	指標・目標			備考
	指標	基準値	目標値	
①区として率先して環境保全活動に取り組む	庁舎などからの単位床面積あたりのCO ₂ 排出量	0.0364t-CO ₂ /m ² (H21)	0.0346t-CO ₂ /m ² 基準年比で5%減 (H29)	
②パートナーシップを育てる	エコパワーカンパニーの認定事業所数	46事業所 (H23)	認定事業所数の増 (H34)	注1
③環境学習を推進する	体験型の環境学習機会の提供	未実施	年間1回以上開催	注2

注1) 品川区では、環境ISOの導入や環境にやさしい事業活動に率先して取り組む事業所を「エコパワーカンパニー」に認定しています。認定による特典の見直しなど、より魅力的な制度とすることで、今まで以上に多くの事業者の利用を促し、目標の達成を目指します。

注2) 「重点プロジェクト5 体験型環境学習の充実プロジェクト」と連動した指標です。

(3) 施策の内容

施策の方向性① 区として率先して環境保全活動に取り組む

区では、区内の一事業者として、ISO14001の取得や地球温暖化防止対策実行計画の策定など、さまざまな環境保全活動に率先して取り組んできました。

今後も一事業者の立場として区内事業者の模範となるよう、下表に示す施策・事業に率先して取り組みます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
環境マネジメントシステムの適切な運用	・品川区環境マネジメントシステムの適切な運用・更新	bh			○
区施設における省エネルギー活動	・環境情報管理システムの運用	b			○
	・サマールック、ウォームビズキャンペーンの実施	b			○
公共事業における環境保全・創出の推進	・建設廃材の再利用	bh		○	○
	・環境負荷の少ない資材・工法・作業機械などの選択	bh		○	○
	・受託者への監督・指導	h		○	○
職員による環境学習への取り組み	・職員を対象にした環境研修の実施	h			○
調達における環境保全・創出への配慮	・グリーン電力証書*システムの活用	bh			○
環境情報の収集・発信	・区のホームページの有効活用	—			○
	・各種パンフレット、手引きなどの有効活用	—			○

【関連計画凡例】 b：品川区地球温暖化防止対策実行計画

h：品川区環境マネジメントシステム

施策の方向性② パートナースhipを育てる

環境保全活動の推進には、区の施策や事業と一緒に進めていくパートナーが欠かせません。区民、事業者、民間団体などを対象に、環境に関するさまざまな知見や体験を共有する機会を設けて、区との関係を深めるとともに、事業者間、団体間でのパートナーシップの構築に取り組むことも重要です。

区では、下表に示す施策・事業を展開することで、区民、事業者、民間団体、行政のそれぞれの協力関係の構築に取り組みます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
区民や地域団体との協働による環境保全活動の推進	・品川区環境情報活動センターの運営	—	○		○
	・エコサポーター(環境学習講座の運営補助ボランティア)登録・活用	—	○		○
	・環境活動推進会議(区民・事業者・団体の代表による会議、88ページ参照)の開催	—	○	○	○
	・しながわ環境大賞(優れた環境活動を実施している個人や団体を顕彰)	—	○	○	○
	・しながわすまいるネット(区民活動情報サイト)	—	○	○	○
環境に配慮した事業活動の推進	・エコパワーカンパニー認定事業	—		○	○
	・環境経営支援事業(事業者向けセミナーの開催など)	—		○	○
	・エコアクション 21 認証取得支援事業	—		○	○
環境を活用した事業活動の推進	・空き店舗活用支援事業	—		○	○
	・中小企業事業資金融資あっせん	—		○	○
	・環境ビジネス支援事業(環境配慮型製品・技術の開発への助成)	—		○	○
	・環境ビジネスに関する情報発信	—		○	○
	・企業が集う機会の創出	—		○	○
	・区内事業者の環境事業展開の状況の把握	—		○	○

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	・ 環境活動推進会議などの環境保全活動に積極的に参加します。 ・ 地域団体は、区との協力関係を構築しつつ、環境保全活動を積極的に展開します。
事業者	・ 区などの制度を活用しつつ、環境に配慮した事業活動に取り組めます。 ・ 環境への取り組みを前向きなチャンスと捉えて、区が展開する事業を積極的に活用します。



施策の方向性③ 環境学習を推進する

環境保全活動の推進には、それを下支えするものとして環境教育・環境学習の実施が極めて重要な役割を果たします。特に子どもを対象とした環境教育は、家庭への波及効果も含め、大きな効果が期待されます。

また、地球温暖化対策の面から見ると、依然として家庭からのCO₂排出量が増加していることから、一人ひとりが地球温暖化問題を認識し、家庭で積極的かつ持続的な取り組みを行うことが重要となっています。

そこで、学校教育と連携した事業や、さまざまな体験ができるしながわECOフェスティバルの開催など、下表に示す施策・事業を実施し、品川区の環境を担う人材を育てます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
学校などにおける環境教育の推進	・ 学校ISOの推進	—			○
	・ 給食ごみの減量とリサイクルの推進	—			○
	・ 体験型環境学習の実施	—		○	○
区民参加型の環境学習の推進	・ 環境学習講座の開催	—	○	○	○
区民参加型の環境イベントの開催	・ しながわECOフェスティバルの開催	—	○	○	○
	・ しながわ打ち水大作戦の実施	—	○	○	○

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	・ 学校や講座における環境学習の成果を家族で共有し、日常生活に活かします。 ・ しながわECOフェスティバルやしながわ打ち水大作戦などに積極的に参加します。
事業者	・ 環境の専門家として、学校教育や環境学習講座の開催に協力します。 ・ しながわECOフェスティバルを活用して、自社の環境に対する取り組みをPRします。 ・ しながわ打ち水大作戦に、地域社会の一員として積極的に参加します。